

宿泊税導入の検討に係る アンケート調査結果 (令和4年8月調査)

小樽市産業港湾部観光振興室

1. 調査概要

1. 調査期間

令和4年8月17日(水)～令和4年8月30日(火)

2. 調査方法

アンケート調査票を郵送にて送付し、回答記入後、同封した返信用封筒を利用してもらい返送・回収した。

3. 回答状況(営業区分別)

	配付件数	回答件数	回答率
ホテル・旅館	40	20	50.0%
簡易宿所	91	28	30.8%
民泊	29	4	13.8%
合計	160	52	32.5%

※ホテル・旅館、簡易宿所については、小樽市保健所より提供のあった資料に基づき配付。

※民泊は、北海道の民泊制度運営システムに基づき配付。

1. 調査概要

3. 調査票(1/3)

小樽市における宿泊税導入の検討に関するアンケート調査票

1. 貴施設について伺います

(1) 貴施設の種別について教えてください。(番号を○で囲んでください)

1. ホテル 2. 旅館 3. 簡易宿所(ゲストハウス含む) 4. 民泊

(2) 貴施設の規模(客室数)について教えてください。(番号を○で囲んでください)

1. 10室未満 2. 10~30室未満 3. 30~50室未満
4. 50~100室未満 5. 100室以上

(3) 貴施設における下表の宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。また、可能な範囲で宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数について教えてください。※宿泊料金につきましては、年間若しくは月平均など把握できる範囲でお答えいただいても構いません。
(太枠内に記入してください)

宿泊料金(1人1泊当たり) ※消費税、地方消費税、入湯税、その他の税及び食事代を除く	左記料金に 該当する 部屋の室数	延べ宿泊者数 (平成30年度)
3,000円未満	室	人
3,000円以上5,000円未満	室	人
5,000円以上7,000円未満	室	人
7,000円以上10,000円未満	室	人
10,000円以上15,000円未満	室	人
15,000円以上20,000円未満	室	人
20,000円以上50,000円未満	室	人
50,000円以上	室	人
計	室	人

2. 宿泊税を導入した場合の影響について伺います。
宿泊税を導入した場合、宿泊者数の減少などの影響が現れると思いますか。
(番号を○で囲んでください)

1. ほとんど影響はない
2. 多少は影響があると思われる
3. かなり影響がある
4. わからない/何とも言えない
※上記を選択した理由を教えてください。

3. 宿泊税の税額について

(1) 他都市の宿泊税においては、税の賦課方法が「定額」または「定率」のようになっています。このことについてご意見をお聞かせください。
(番号を○で囲んでください)

1. 定額がよい (2) ^
2. 定率がよい (3) ^
3. わからない/何ともいえない
※上記を選択した理由を教えてください。

→(2)(3、(1)で「定額」が良いとお答えいただいた方にお伺いします)
現在、北海道においても、宿泊税の導入について検討が行われており、本市が宿泊税を導入した場合は北海道と合計した税額を徴収することとなります。福岡県の事例については下表のとおりとなっています。このことについてご意見をお聞かせください。

税額	福岡県(福岡市、北九州市) 県と市合計で 1人1泊200円など

本市において「定額」を採用とした場合、1人1泊の税額(導入検討中の北海道宿泊税との合計)はいくらが妥当と考えますか。(番号を○で囲んでください)

1. 200円
2. 200円を超える額 (具体的に _____円)
3. わからない/何ともいえない
※上記を選択した理由を教えてください。

→(3)(3、(1)にて定率が良いとお答えいただいた方にお伺いします)
他都市(県知安町)においては税額を「定率」とし、税率は2%としています。このことについてご意見をお聞かせください。
本市において「定率」を採用とした場合、その税率は何%が妥当と考えますか。(番号を○で囲んでください)

(次ページへ)

1. 調査概要

3. 調査票(2/3)

1. 俱知安町と同じ2%
 2. その他(具体的に _____ %)
 3. わからない/何ともいえない
 ※上記を選択した理由を教えてください。

(4) 他都市の宿泊税においては下表のとおり宿泊料金により税額が異なる場合があります。このことについて御意見を聞かせください。(番号を○で囲んでください)

	京都市	金沢市、 福岡市※乗税と合計	俱知安町、 北九州市
税率 (税 額)	一人一泊について、 宿泊料 金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円 ③5万円以上 1000円	一人一泊について宿泊 料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円	段階の課税なし (一律の課税)

1. 宿泊料金により税額の区分を設けない(段階の課税をしない)ほうがよい
 2. 宿泊料金により税額の区分があっても差し支えない
 3. わからない/何ともいえない
 ※上記を選択した理由を教えてください。

4. 課税免除について
 (1) 他都市の宿泊税においては下表のとおり宿泊料金により段階により課税免除とする場合があります。このことについてご意見をお聞かせください。

	東京都	大阪府	京都市、金沢市、 俱知安町、福岡県 (福岡市、北九州市)
税率 (税 率)	一人一泊について、 宿泊料金が ①1万円未満 課税免除 ②1万円以上 100円 ③1万5千円以上 200円	一人一泊について、 宿泊料金が ①7千円未満 課税免除 ②7千円以上 100円 ③1万5千円以上 200円 ④2万円以上 300円	課税免除額 (免税点) なし

1. 宿泊料金によって課税免除を設けたほうがよい
 2. 宿泊料金によって課税免除は設けないほうがよい
 3. わからない/何ともいえない
 ※上記を選択した理由を教えてください。

(2) 他都市の宿泊税においては下表のとおり将来の観光客増加の期待から、修学旅行などに参加する学生引率者を課税免除とする場合があります。このことについてご意見をお聞かせください。(番号を○で囲んでください)

	京都市	俱知安町	東京都、大阪府、金沢 市、福岡県(福岡市、 北九州市)
課税免除 の対象	修学旅行など学校行 事に参加する学生、引 率者など	①修学旅行など学校 行事に参加する学 生、引率者など ②職場体験する学生 など	修学旅行等による 課税免除なし

(次ページへ)

1. 調査概要

3. 調査票(3/3)

1. 修学旅行等の課税免除を設けたほうがよい
2. 修学旅行等の課税免除は設けないほうがよい
3. わからない/何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

宿泊税の使い道について

5. 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください(番号を○で囲んでください。複数回答可)

1. 観光PRや観光案内所の機能強化
2. 日本型DMO[※](観光地域づくり法人)の運営財源
3. 宿泊施設や観光事業者へのインバウンド対応等補助金(バリアフリー、トイレ洋式化等への補助)
4. 観光客のための災害対応施策
5. 歴史的建造物の保全
6. 美しい街並みや景観の保持
7. 観光地の除排雪
8. 二次交通対策(観光用循環バス等の整備など)
9. 街中や観光地での多言語案内の整備
10. 観光地等の公衆トイレの整備(洋式化やバリアフリー化)
11. 観光地等の公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備
12. クルーズ船の受け入れ環境整備(ふ頭の再整備など)
13. その他

※日本型DMOとは: Destination Management/Marketing Organization
地域の観光戦略をつくり地域住民や行政と連携して観光振興を担う法人であり、
小樽市では、小樽観光協会がこのDMOの機能を担い令和3年度中の認定を目指して準備を進めています。

その他、観光振興についてなど、ご意見がございましたらご自由にお書きください。

ご担当者について

貴事業者名	
ご担当者氏名	
ご連絡先(日中連絡のつく電話番号)	
FAX	
e-mail	

以上になります。ご協力ありがとうございました。

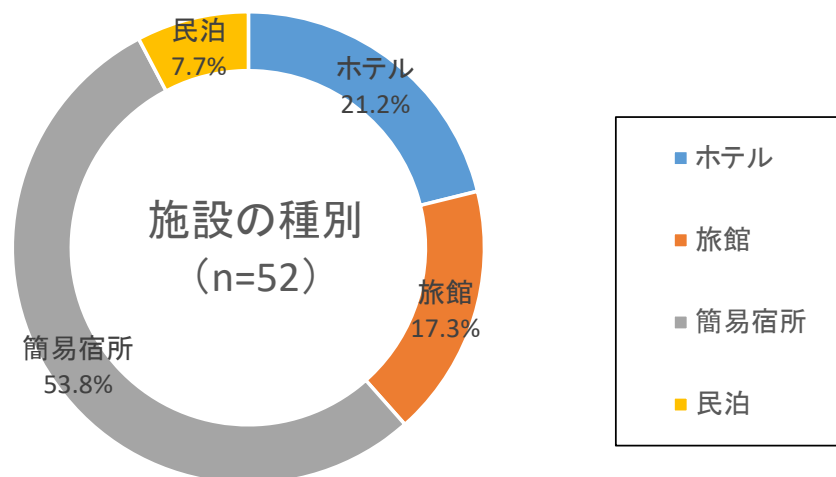
2. 調査結果

1. 貴施設について伺います

(1) 貴施設の種別について教えてください。

回答の概要

●回答した宿泊施設の種別は、ホテル11施設(21.2%)、旅館9施設(17.3%)、簡易宿所28施設(53.8%)、民泊4施設(7.7%)となった。



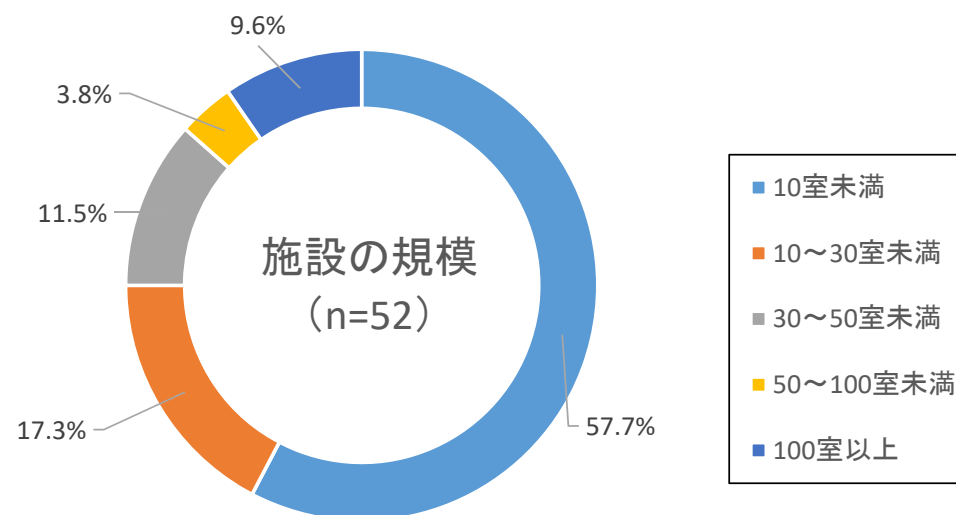
2. 調査結果

1. 貴施設について伺います

(2) 貴施設の規模(客室数)について教えてください。

回答の概要

●回答した宿泊施設の客室数は、10室未満が30施設(57.7%)と最も多く、次いで、10～30室未満が9施設(17.3%)、30～50室未満が6施設(11.5%)と続いた。



2. 調査結果

1. 貴施設について伺います

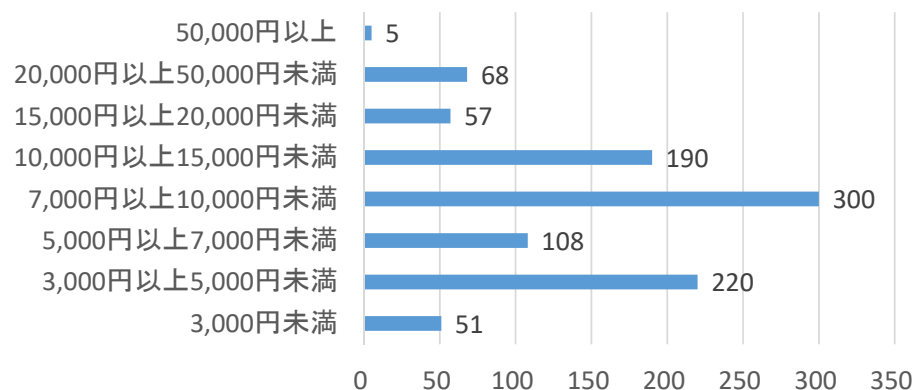
(3) 貴施設における宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。また、可能な範囲で宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数(H30年度)について教えてください。

回答の概要

- 宿泊料金区分に該当する室数は、7,000円以上10,000円未満が300室と最も多く、次いで3,000円以上5,000円未満が220室、10,000円以上15,000円未満が190室と続いた。50,000円以上の客室は5室だった。
- 宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数は、概ね室数が多くなるにつれて多くなる傾向にあり、7,000円以上10,000円未満の客室で86,485人となった。

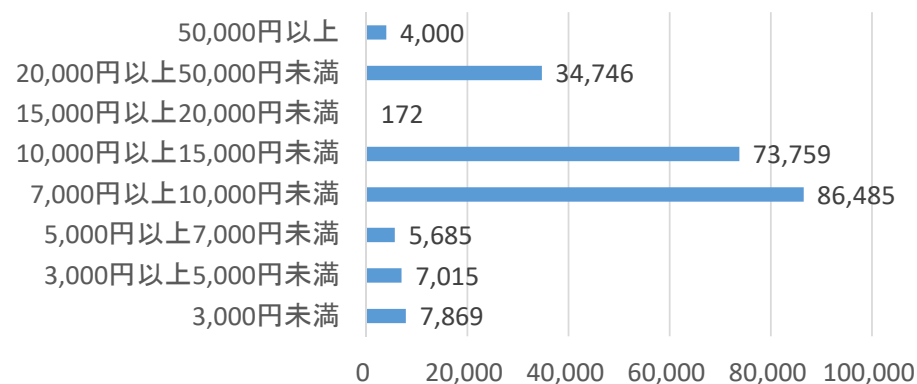
【宿泊料金区分に該当する室数】

※複数回答、n=48



【宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数】

※複数回答、n=36



2. 調査結果

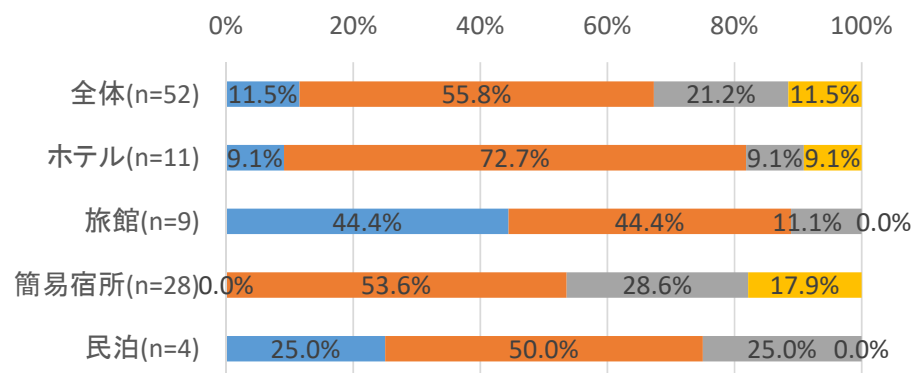
2. 宿泊税を導入した場合の影響について伺います

宿泊税を導入した場合、宿泊者数の減少などの影響が現れると思いますか。

回答の概要

- 全体では、「多少は影響があると思われる」が29施設(55.8%)が最も多く、「かなり影響がある」が11施設(21.2%)、「わからない／何とも言えない」と「ほとんど影響はない」がともに6施設(11.5%)となった。
- 宿泊施設の種別ごとにみると、ホテルと簡易宿所、民泊は「多少は影響があると思われる」がもっとも多く、旅館は「かなり影響がある」と「多少は影響があると思われる」がそれぞれ4施設ずつと最も多かった。

宿泊税を導入した場合の影響について



■ ほとんど影響はない ■ 多少は影響があると思われる
■ かなり影響がある ■ わからない／何とも言えない

宿泊施設からの主な意見

- ▼「ほとんど影響はない」と回答
 - ・客層を考えると影響はないと考える。
 - ・部屋の広さ、清潔さで選ばれる傾向があるため。
- ▼「多少は影響があると思われる」と回答
 - ・実質の値上げとなるため
 - ・ビジネスなど、観光を目的としていない層の減少影響はありそう。
- ▼「かなり影響がある」と回答
 - ・連泊中心のため。
 - ・宿泊料金の安さが売りのため
- ▼「わからない／何とも言えない」と回答
 - ・物価が高騰している中、値上げしないようにみんな必死です。

2. 調査結果

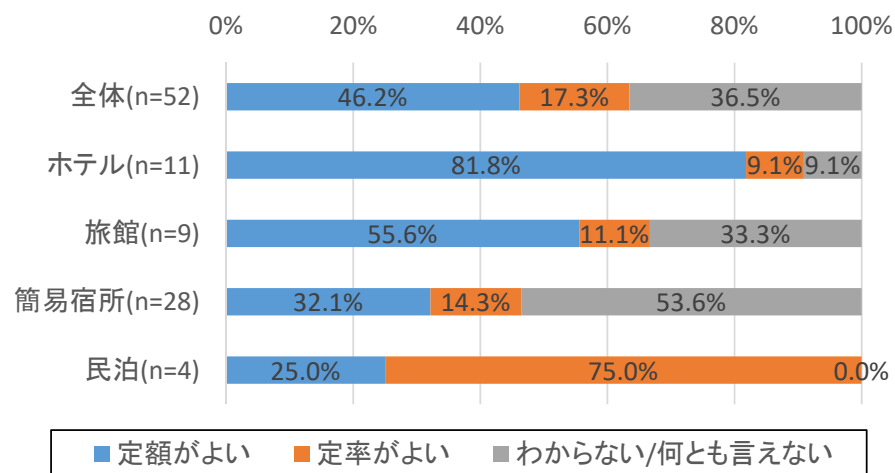
3. 宿泊税の税額について

(1) 他都市の宿泊税においては、税の賦課方法が「定額」または「定率」のようになっています。このことについてご意見をお聞かせください。

回答の概要

- 全体では、「定額がよい」が24施設(46.2%)、「定率がよい」が9施設(17.3%)となった。
- 宿泊施設の種別ごとにみると、ホテル、旅館は「定額がよい」、簡易宿所は「わからない/何とも言えない」、民泊は「定率がよい」と回答した施設が多かった。

宿泊税の賦課方法について



宿泊施設からの主な意見

- ▼「定額がよい」と回答
 - ・定率は販売日、販売先などによってすべて料金が変わり、現実的ではないため、一律定額が最良だと考える。
 - ・わかりやすい。
 - ・作業しやすい。
- ▼「定率がよい」と回答
 - ・単価が安いから。
- ▼「わからない/何とも言えない」と回答
 - ・事務作業が大変。作業が増えない方法がいい。

2. 調査結果

3. 宿泊税の税額について

(2)(3.(1)で「定額がよい」と回答した施設のみ)1人1泊の税額はいくらが妥当と考えますか。

回答の概要

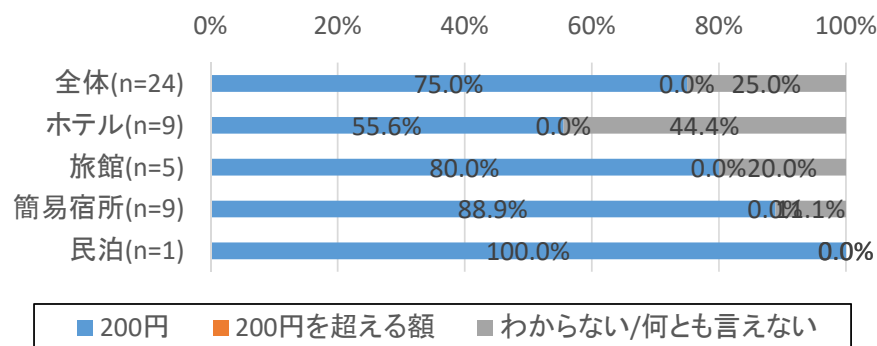
●「200円」が18施設(75.0%)、「200円を超える額」を選ぶ施設はなかった。

(3)(3.(1)で「定率がよい」と回答した施設のみ)1人1泊の税率は何%が妥当と考えますか。

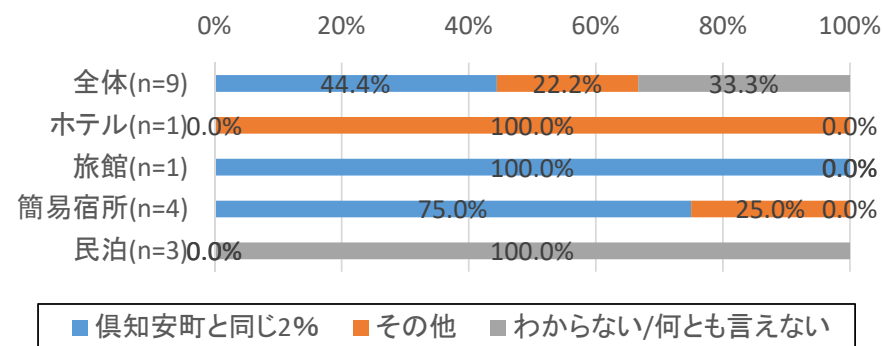
回答の概要

●「倶知安町と同じ2%」が4施設(44.4%)、「その他」が2施設(22.2%)だった。「その他」の内訳は、全施設が「1%」と回答した。

(2) 定額の場合の税額について



(3) 定率の場合の税率について



2. 調査結果

3. 宿泊税の税額について

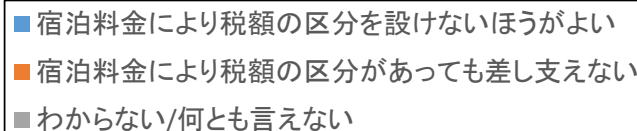
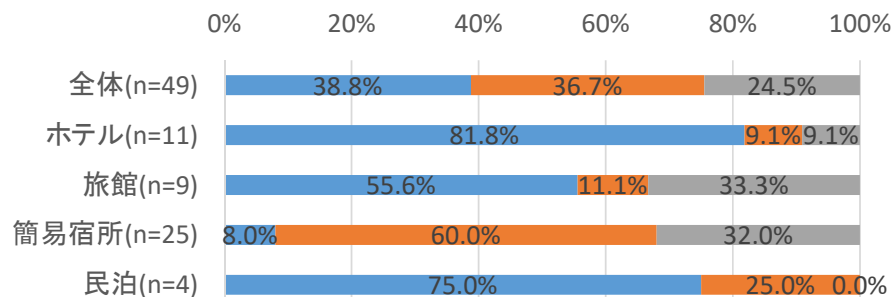
(4) 他都市の宿泊税においては、宿泊料金により税額が異なる場合があります。このことについてご意見をお聞かせください。

回答の概要

●全体では、「宿泊料金により税額の区分を設けないほうがよい」が19施設(38.8%)、「宿泊料金により税額の区分があっても差し支えない」が18施設(36.7%)となった。

●宿泊施設の種別ごとにみると、ホテル、旅館、民泊は「宿泊料金により税額の区分を設けないほうがよい」と回答した施設が多く、簡易宿所は「宿泊料金により税額の区分があっても差し支えない」と回答した施設が多かった。

宿泊料金による段階課税について



宿泊施設からの主な意見

- ▼「宿泊料金により税額の区分を設けないほうがよい」と回答
 - ・目的税であるなら区分は必要ないと思う。
 - ・徴収誤りのリスクが高いため。
 - ・すべての観光客に等しくフィードバックすべき。納税額により特別なメリットがあるなら区分を設けても良いと思う。
- ▼「宿泊料金により税額の区分があっても差し支えない」と回答
 - ・高い料金に高い税をかけた方が、税本来の回収のコンセプトに沿っていると思う。
 - ・低価格の宿泊施設を利用した場合、税負担が相対的に高く感じる。
- ▼「わからない/何とも言えない」と回答
 - ・他都市の事情に詳しくないため。

2. 調査結果

4. 課税免除について

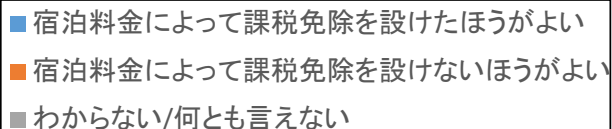
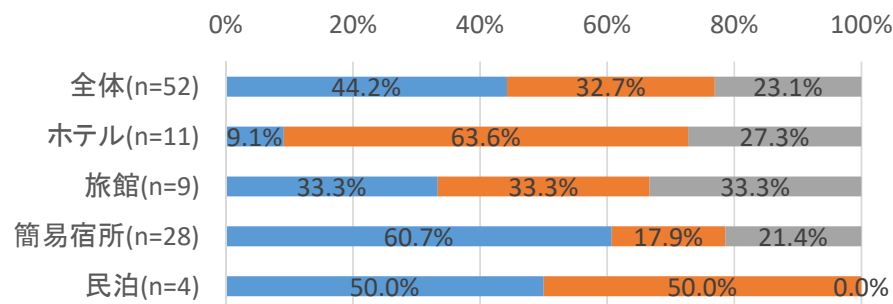
(1) 他都市の宿泊税においては、宿泊料金により段階により課税免除とする場合があります。このことについてご意見をお聞かせください。

回答の概要

●全体では、「宿泊料金によって課税免除を設けたほうがよい」が23施設(44.2%)、「宿泊料金によって課税免除を設けないほうがよい」が17施設(32.7%)となった。

●宿泊施設の種別ごとにみると、ホテルは「宿泊料金によって課税免除を設けないほうがよい」と回答した施設が多く、簡易宿所は「宿泊料金によって課税免除を設けたほうがよい」と回答した施設が多かった。

宿泊料金による課税免除について



宿泊施設からの主な意見

- ▼「宿泊料金によって課税免除を設けたほうがよい」と回答
 - ・ゲストハウスとしては東京や大阪のモデルが望ましい。
 - ・税額の区分はあった方が望ましいと思う。低価格の宿泊施設を利用した場合、税負担が相対的に高く感じられるため。
- ▼「宿泊料金により課税免除を設けないほうがよい」と回答
 - ・ややこしい。
 - ・免除すると何のための宿泊税なのかわからない。
 - ・高付加価値、質を重視する観光地を目指すならば課税免除によって少しでも安価にする考え方には疑問。
- ▼「わからない/何とも言えない」と回答
 - ・使う目的が明確にならないと正当性を欠くのでは。

2. 調査結果

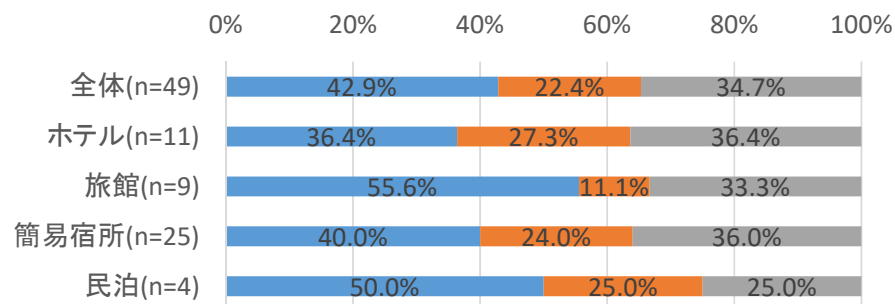
4. 課税免除について

(2)他都市の宿泊税においては、将来の観光客増加の期待から、修学旅行などに参加する学生引率者を課税免除とする場合があります。このことについてご意見をお聞かせください。

回答の概要

- 全体では、「修学旅行等の課税免除を設けたほうがよい」が21施設(42.9%)、「修学旅行等の課税免除を設けないほうがよい」が11施設(22.4%)となり、教育の一環のため課税しないほうがよいという意見が多かった。
- 宿泊施設の種別ごとにみても、どの種別も「修学旅行等の課税免除を設けたほうがよい」が一番多かった。

修学旅行等の課税免除について



- 修学旅行等の課税免除を設けたほうがよい
- 修学旅行等の課税免除を設けないほうがよい
- わからない/何とも言えない

宿泊施設からの主な意見

- ▼「修学旅行等の課税免除を設けたほうがよい」と回答
 - ・教育活動に税を付帯するべきではないと考えるため。
 - ・市全体の観光業振興のために団体客の受け入れを積極的に行った方が良かったため。
- ▼「修学旅行等の課税免除を設けないほうがよい」と回答
 - ・オペレーションがわかりづらくなる。
 - ・公平性を欠くため。
- ▼「わからない/何とも言えない」と回答
 - ・免税が利用増につながるとは思えない。
 - ・部活動の大会等とかもあるので、よく考えた上で決めた方が良くと思う。

2. 調査結果

5. 宿泊税の使い道について

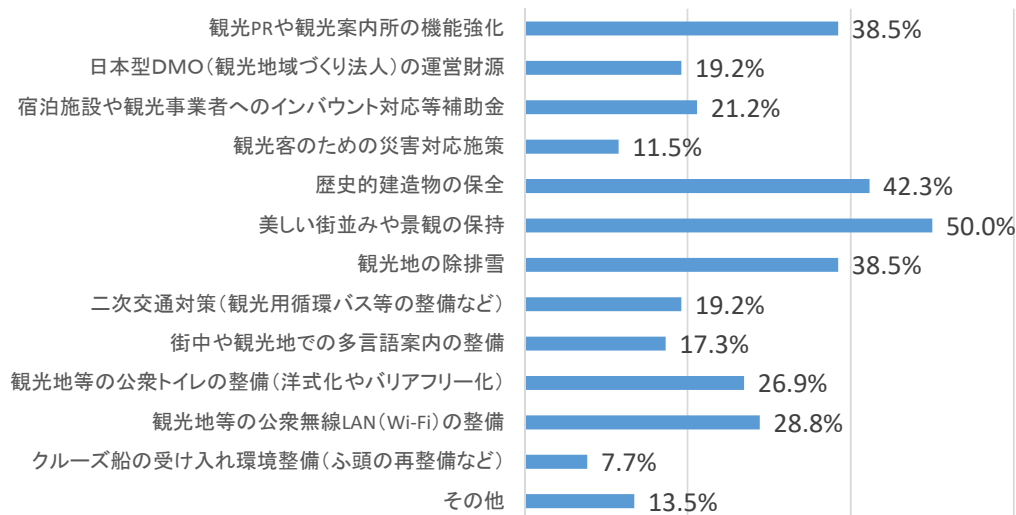
宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。(複数回答可)

回答の概要

- 全体では、「美しい街並みや景観の保持」が26施設(50.0%)と最も多く、次いで「歴史的建造物の保全」が22施設(42.3%)、「観光PRや観光案内所の機能強化」と「観光地の除排雪」がともに20施設(38.5%)と続いた。
- 宿泊施設の種別ごとにみても、傾向はおおむね同じであった。

【宿泊税の使い道について】

※複数回答、全体(n=52)



宿泊施設からの主な意見

▼「その他」の内訳

- ・新しい観光の開発や整備／未開拓の観光資源の発掘
- ・スポーツ合宿受け入れの為の整備
- ・旅人に目にみえて還元できるものがよいのでは。ゴミ処理代とかイルミネーションの電気代とか。
- ・今はほとんどの観光先をネットで決めている。小樽の情報がバラバラすぎるので、どこかで統一して欲しい
- ・観光地の除排雪に朝里川温泉を含んで欲しい
- ・駐車場の設置
- ・ゲストにより良いお得を感じてもらえるようにしてほしい。
- ・宿泊税使用提案委員会を設置して、その時代に合った使い方を考えてほしい。
- ・国内、海外含めて他都市で何を行っているか研究し実行してほしい。

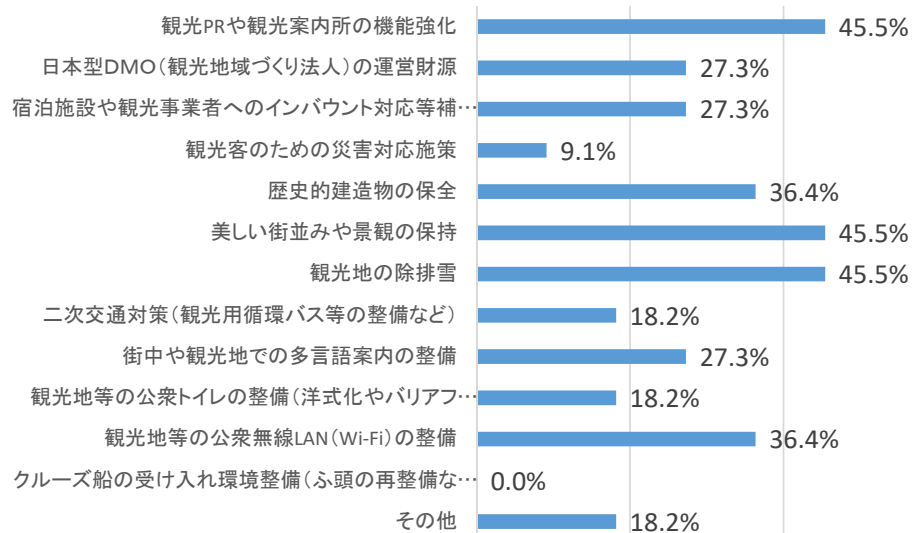
2. 調査結果

5. 宿泊税の使い道について

宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。(複数回答可)

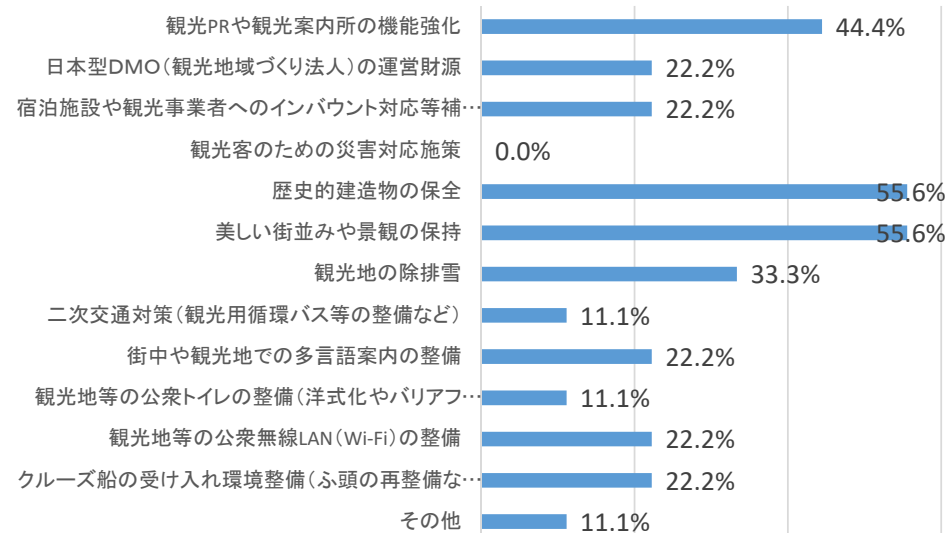
【宿泊税の使い道について】

※複数回答、ホテル(n=11)



【宿泊税の使い道について】

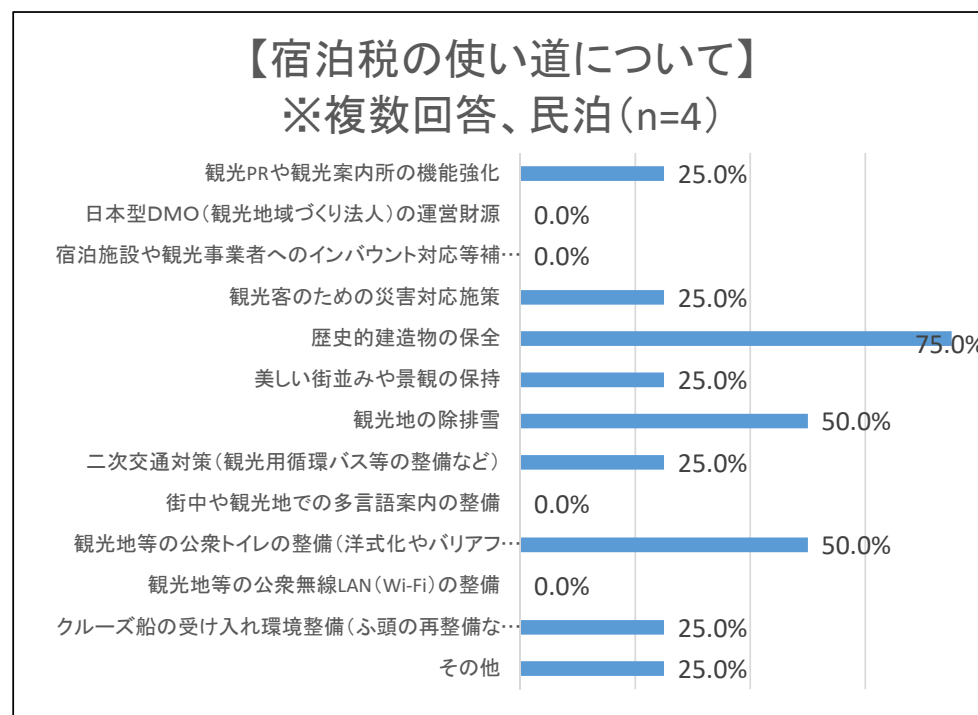
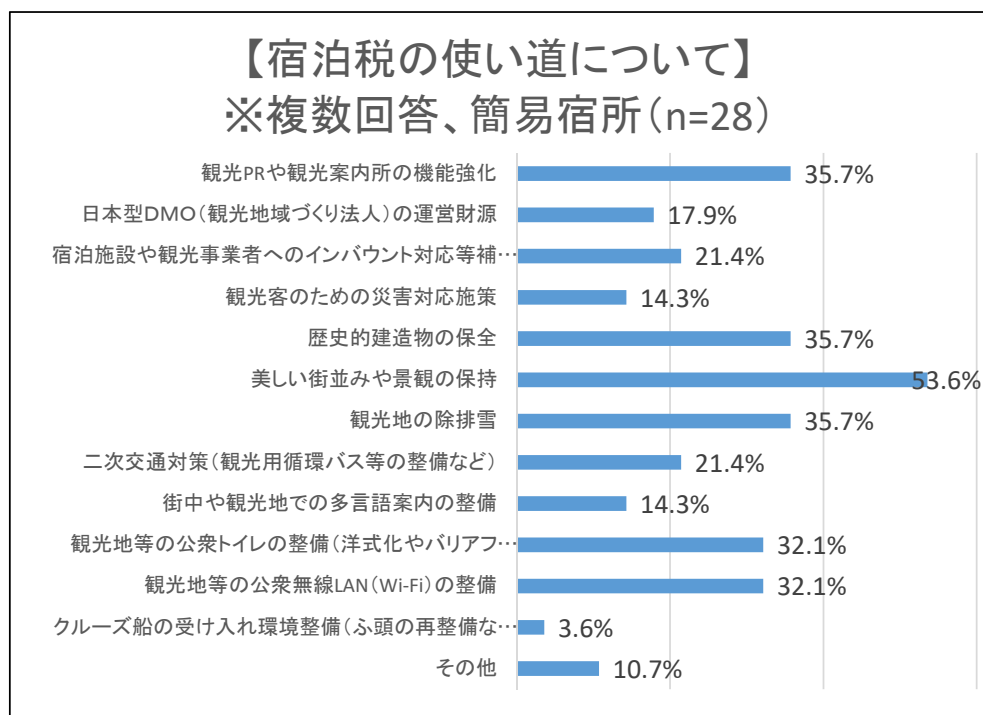
※複数回答、旅館(n=9)



2. 調査結果

5. 宿泊税の使い道について

宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。(複数回答可)



2. 調査結果

6. 自由記述

その他、観光振興についてなど、ご意見がございましたらご自由にお書きください。

回答の概要

●観光資源の活用についてのことや、使い道についての記載が多かった。また、宿泊税そのもののあり方への疑念の声もあった。

宿泊施設からの主な意見

- ・俱知安、ニセコと同じように行わず、小樽の利点を大きく出せる、出すためなら宿泊税を大いに活用すべき。まずは、今後「小樽らしさ」を売りに出す基盤を作るのが先だと思う。
- ・宿泊業のみが徴収役でかたよった負担。一部の事業者からのみ徴収している入湯税だと使い道も広げられないので、これを宿泊税に変えて、その上できちんと観光オンリーのための目的税として観光地小樽の活性化とSDGSに取り組む。合わせて街全体で古きものを生かし、若者やアーティストなども未来を感じる街づくり(アルベルゴディフーズ)
- ・北運河周辺の整備。店舗(休み処)がない
- ・山線(JR長万部～小樽)廃止は少なからず影響があるでしょう。廃線の活用にも使われるとよいと思う。(トロッコではなく、動態保存車両を使った本格的なものが良い。)
- ・お祭りなどのイベントの開催 ex.雪まつり
- ・観光都市宣言をした小樽でありながら、市の予算、人材、システムがあまりにも弱い。本当に観光で成り立つような街にするのか？熱意、予算、考え方が伝わってこない。
- ・どうやっていくら税金を取れるかをばっかり考えないで、どうやったら観光客を小樽に呼びつけれるかを考えるべき。
- ・ゲストハウス等の宿泊者に課税は不要だと思います。
- ・スポーツ施設の充実、合宿、大会の誘致
- ・小樽は歩いて観光できるいい場所。もっとペットと観光できる町としてアピールすると良いと思う。ペットとの観光の需要はとても高いです。
- ・宿泊税導入の目的が宿泊者の増加としていますが、宿泊者の増加のための具体的な対策は総花的に述べているだけで、宿泊税導入ありきの議論になっています。